

無線従事者制度の概要

1 無線従事者

無線設備を操作するためには、総務大臣の免許を受けた無線従事者の資格が原則として必要です。(電波法第39条第1項)

電波は空間を伝わるという性質があるため、電波を利用して通信を行うときに誤った操作を行ってしまうと、他の通信に混信・妨害を与えてしまいます。

このため、無線設備の操作をする人に対しては、電波に関する一定の知識・技能を持ってもらう必要があります、その知識・技能を持っていることの証明として無線従事者資格があります。

2 無線従事者の資格及びその概要

無線従事者の操作範囲は、無線従事者の資格別に政令で定められており、また、第1級・第2級のように段階が設けられています。段階付けの要素は、①通信操作(実際の通信を行う操作)と技術操作(無線設備の調整等)、②無線局の業務の区別(総合、海上、航空、陸上等)、③無線局の業務の種類による区別(国際・国内通信、専用通信等)、④無線設備上の区別(空中線電力、使用周波数帯、レーダー、データ伝送等)、⑤移動範囲(航行区域等)などにより定められています。

| 分野 | 資格名 | 略号 | 従事可能な無線局の代表例 ※ |
|----|-------------|-----|---|
| 総合 | 第一級総合無線通信士 | 1総通 | すべての無線局の通信操作 国際航路の船舶・航空機、テレビ局等の無線局の技術操作 |
| | 第二級総合無線通信士 | 2総通 | 全ての無線局の通信操作(一部の無線局は国際通信に制限あり) 国際航路の船舶・航空機等の無線局 |
| | 第三級総合無線通信士 | 3総通 | 遠洋漁船等の無線局 海岸局等の無線局の国内通信 |
| 海上 | 第一級海上無線通信士 | 1海通 | 国際航路の商船等の無線局 |
| | 第二級海上無線通信士 | 2海通 | 国際航路の商船等の無線局(技術操作に制限あり) |
| | 第三級海上無線通信士 | 3海通 | 国際航路の商船等の無線局(技術操作に制限あり) |
| | 第四級海上無線通信士 | 4海通 | 小型漁船、小規模海岸局等の無線局 |
| | 第一級海上特殊無線技士 | 1海特 | 国際航路の商船等の無線局(インマルサット装備のもの) |

| | | | |
|-------|---------------|------------|--|
| | 第二級海上特殊無線技士 | 2海特 | 小規模海岸局、国内航路の商船、沿岸漁船、プレジャーボート等の無線局 |
| | 第三級海上特殊無線技士 | 3海特 | 沿岸漁船、プレジャーボート等の無線局 |
| | レーダー級海上特殊無線技士 | レーダー 海特 | 海岸局、船舶のためのレーダー |
| 航空 | 航空無線通信士 | 航空通 | 航空局、航空運送事業を行う航空機・ヘリコプターの無線局 |
| | 航空特殊無線技士 | 航空特 | 航空局(航空管制を除く)、航空機・ヘリコプター(自家用機等)の無線局 |
| 陸上 | 第一級陸上無線技術士 | 1陸技 | 全ての無線局の技術操作 |
| | 第二級陸上無線技術士 | 2陸技 | テレビ局、ラジオ局(コミュニティFM)等の技術操作 |
| | 第一級陸上特殊無線技士 | 1陸特 | 電気通信事業者、無線中継所等の無線局 |
| | 第二級陸上特殊無線技士 | 2陸特 | 警察、消防、防災行政無線、自営無線等の無線局 |
| | 第三級陸上特殊無線技士 | 3陸特 | 警察、消防、防災行政無線、自営無線等のうち比較的小規模な無線局(技術操作に制限あり) |
| | 国内電信級陸上特殊無線技士 | 国内 電信特 | 行政機関が陸上に開設する無線局 (モールス電信による国内通信) |
| アマチュア | 第一級アマチュア無線技士 | 1アマ | アマチュア無線の無線設備すべて |
| | 第二級アマチュア無線技士 | 2アマ | アマチュア無線の無線設備 (空中線電力200W以下、すべての周波数) |
| | 第三級アマチュア無線技士 | 3アマ | アマチュア無線の無線設備 (空中線電力50W以下、周波数に制限あり) |
| | 第四級アマチュア無線技士 | 4アマ | アマチュア無線の無線設備 (空中線電力20W以下、周波数と周波数による電力に制限あり) |

3 無線従事者免許の取得方法

無線従事者の資格を取得するには、次の4つの方法があります。また、無線従事者資格は一度取得すれば生涯有効です

